

番号	意見	考え方・対応案
1	<p>p. 6・40行目、p. 7・14行目、p. 10・42行目、 p. 12・4行目、p. 16・34行目、p. 22・41、43行目</p> <p>各項目において、希少種、希少野生生物、希少な野生生物、希少植物、絶滅のおそれのある野生生物種など、様々な表記が用いられており、誤解をまねくおそれがある。</p> <p>（理由）</p> <p>各項目において、それぞれ表記が異なっていることから、項目によって当該表記が想定するものが同一のものなのか、異なるものなのか紛らわしく、誤解をまねくおそれがあると思料する。同じ用語として用いているのであれば、可能な範囲で統一すべきと考えるため。</p> <p>なお、参考までに環境省では希少種には「希少野生動植物種」、絶滅のおそれのある野生生物の種には「絶滅危惧種」といった用語を用いている。</p>	<p>意見のとおり、「希少野生動植物種」、「絶滅危惧種」に変更。</p>

番号	意見	考え方・対応案
2	<p>p. 23 36行目</p> <p>「野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や集落ぐるみによる防護対策、加害鳥獣の狩猟等によるの捕獲及び鳥獣の保護・管理を行う人材育成等の推進や、捕獲個体のジビエとしての利活用を推進し、加害鳥獣の適正管理の実現を図る」</p> <p>(理由)</p> <p>語句の適正化（「狩猟」は野生鳥獣の捕獲行為の一種類であるため。）</p>	<p>意見のとおり変更。</p>
3	<p>p. 24・6行目</p> <p>本文に「騒音」に関する記述がないが、「騒音」は県民の生活環境保全に必要な事項であることから、都市計画運用指針等を適用すべきではないのか。</p> <p>(理由)</p> <p>環境基本法第14条において「人の健康が保護され、・・・保持されること」、さらに第16条において「・・・騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」と規定されていること</p>	<p>ケ 生活環境の保全</p> <p>県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行う。また、住宅地周辺においては、工場・事業所等から排出されるの騒音や化学物質等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進する。</p>

番号	意見	考え方・対応案
4	<p>p25・6行目 「増加の防止や」を削除されたい。</p> <p>(理由) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法は、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を測ることにより、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とするものであるため（同法第1条）</p>	<p>エ 所有者不明土地 都市への人口移動が進む中で、地方を中心に、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、所有者不明土地のその増加の防止や円滑な利活用及び土地の所有者の効果的な探索を図ることにより、国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的として制定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」にのっとり必要な手立てを講じる。</p>

番号	意見	考え方・対応案
5	<p>p27・42行目 p28・1行目 4行目 p30・11行目 p31・8行目</p> <p>「農地」を「農用地」に変更されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「国土利用計画法第9条第5項」及び「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針 第2章Ⅱ1(2)」</p>	意見のとおり変更。